

# 外航利用運送約款

鴻池運輸株式会社

## I. 一般条項

### 1. 適用

「複合運送証券」との標題にかかわらず、運送証券上に記載された運送が単一の運送手段による場合でも、この証券上に記載され又は言及された条項は同様に適用される。

### 2. 定義

「運送人」とは、本運送証券においてその者のために署名がなされた者を意味する。「荷主」には、荷送人、荷受人、本運送証券の所持人及び運送品の所有者を含む。「運送品」とは、本運送証券の表面に記載された運送品を意味し、また、当該運送品が、荷主が提供したコンテナ又は荷主に提供されたコンテナの中に詰められた場合には、当該コンテナも含む。「コンテナ」とはすべてのコンテナ（オープントップコンテナ、トレーラー、移動式タンク、フラットラック若しくはパレット又は類似の運送用器具及びその付属品を含む）を意味する。「ヘーグ・ルール」とは、1924年の「船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約」を意味する。「ヘーグ・ヴィスビー・ルール」とは、1968年及び1979年にブラッセルで署名された同条約改正議定書による改正後のヘーグ・ルールを意味する。

### 3. 運送人の運賃・料金表

適用される運送人の運賃・料金表の条件は、本証券に撰取される。適用される運賃・料金表の関連規定の写しは、要請すれば運送人から入手することができる。本運送証券と適用される運賃・料金表との間に不一致がある場合、本運送証券が優先するものとする。

### 4. 複合運送証券の発行

この「複合運送証券」の発行により、運送人は、運送品が引き取られた場所から本運送証券に記載された引渡指定場所まで、運送全体を履行し、かつ/又は、自己の名義で運送全体の履行を確保することを引き受ける。

前段にかかわらず、運送人がなんらかの履行を引き受けた場合には、運送証券の発行の有無にかかわらず、本運送証券の約款は運送人と荷主間の関係を規律するものとする。

### 5. 準拠法及び管轄

この運送証券で証明され又はこの運送証券に含まれる契約は、米国の港又は地点を発着し又は経由する運送を除き、日本法に準拠する。本運送証券の下での運送人に対するすべての訴訟は、契約、不法行為その他のいずれに基づくものであっても、日本の東京地方裁判所に専属的に提起されるものとする。運送人による訴訟は、運送人の選択により管轄を有する裁判所に提起されることができる。

## 6.時効

運送人の一切の責任は、運送品の引渡後又は運送品が引渡されるべきであった日から 9 ヶ月以内に訴訟が提起されない限り、消滅するものとする。条約又は法令に抵触する場合は条約又は法令の規定が適用される。

## II. 契約の履行

### 7. 下請契約

(1) 運送人は、運送品に関して運送人が引き受けた、運送の全て又は一部、積荷役、揚荷役、保管、倉庫保管、荷扱及びその他すべての義務の全部又は一部につき下請契約を締結する権限を有する。

(2) この契約の目的及びこの運送証券の条項に従い、運送人は、運送人が本証券により証明される運送契約の履行として利用するすべての者の作為又は不作為について、その者が、本契約とは別に、直接、荷主とその役務に関し契約を締結していたとすれば、その者が責任を負っていたであろう範囲で、責任を負うものとする。

(3) いかなる使用人、代理人、下請人も、本証券上の運送人に有利なすべての条項の利益を、あたかもその条項が明示的にこれらの者の利益に供するものであるかのように、享受するものとする。また、契約締結に際し、運送人は、自己のためだけでなく、そのような使用人、代理人、下請人の代理人又は受託者として、行為するものとする。

### 8. 運送手段及び経路

(1) 運送人は、直行であるかどうか、慣習的なものであるかどうか又は公表されたものであるかどうかにかかわらず、合理的な方法、手段及び経路で運送を行う権限を有する。

(2) 海上運送の場合、本船は、直行的航路、慣習的航路、公表された航路上又はその外にある、あらゆる港、場所に、何度でも、前後いかなる順序でも、寄港し、停泊する自由、及び/又は、予定されていたかに関係なく、いかなる港又は場所へ行くことをやめる自由を有する。水先人を乗せて、又は乗せないで、航海し、修理を実施し、機器を備え付け、乾ドックに入り、船備品、燃料を積み込み、人を上下船させ、禁制品・爆発物・武器・危険物を運送し、曳航又は曳航され、人命又は財産を救助することができる。

(3) 本条のもとで運送人が行ったすべての行為は、契約上の運送の範囲内とみなされ、その行為又はその行為による遅延は離路とはみなされないものとする。

### 9. 積付の自由

(1) 運送人は運送品をコンテナに詰め込むことができる。

(2) コンテナは、運送人によって積み込まれたか、荷主による積み込み済みの状態で受け取られたかにかかわらず、荷主への通知なしに、甲板上、又は甲板下に積載されることができる。すべての運送品は、甲板上、又は甲板下のどちらに積載された場合であっても、共同海損を分担する。運送人は、運送人の過失又は船舶の堪航性の欠如によるかどうかにかかわらず、甲板積みの運送品に関連して生じた滅失、損傷につき、いかなる責任も負わない。

## 10.履行に影響を与える障害その他

(1)運送人は、運送を完了し、運送品を指定された場所で引き渡しをするために合理的な努力をするものとする。

(2)いつでも、この運送証券によって証明される契約の履行が、合理的な努力によっても避けられないいかなる種類の障害、危険、遅延、困難又は不利益によって影響を受け、又は、受ける可能性がある場合、運送人は、(運送が開始されているかいなかにかかわらず)、荷主への通知なしに、その契約の履行を終了したものと扱い、運送人が安全かつ便宜だとみなす場所又は港で、運送品又はその一部を荷主の処分に委ねることができ、その時点で、運送品に関する運送人の責任は消滅するものとする。それにもかかわらず、運送人は運送のために受け取った運送品にかかるすべての運賃及び料金を受領する権利を有し、荷主は、その場所又は港への運送、そこでの引き渡し及び保管のすべての追加料金を支払うものとする。

(3)上記(2)項で言及されている状況には、宣戦が布告されたと否とを問わず戦争又は戦争の懸念、戦闘行為、戦争類似又は交戦行為、騒擾、暴動、市民動乱その他の騒動、運河の閉鎖・障害・危険、港又は場所の封鎖、通商又は貿易上の禁制、禁止又は制限、検疫、衛生又はその他類似の規制若しくは制限； 政府若しくは国際機関の権限に基づき行為し若しくは行為していると主張する者による命令、指導、勧告、または、保険の条件に基づき、命令、指導、勧告を出す権限を有し若しくは有していると主張する者又は委員会による命令、指導、勧告； ストライキ・ロックアウトその他の労働争議（部分的か全体的かを問わず、また、運送人またはその下請業者の従業員が関与しているかを問わない）、港・埠頭・海上ターミナルその他の場所の混雑状況、積荷役・揚荷役・引渡その他貨物の取扱のための労働者・設備の不足、不存在又は障害、疫病、悪天候・浅瀬・氷・地滑りその他航海又は運送の障害となるものを含む。

## III.運送人の責任

### 11.原則的責任

(1)運送品の滅失・損傷に対する運送人の責任は、どのような手段によって受け取られたのかにかかわらず、運送品を受け取った時点から開始し、運送品が荷主に引き渡されたときに絶対的に終了するものとする。

(2)ただし、運送人は、次の事由により損失又は損害が生じた場合、その責任を免れるものとする。

(a)荷主の違法な行為又は過失

(b)指示を与える権限を有する者からの指示に従ったこと

(c)天災、戦争行為又は公敵行為

(d)その性質上、梱包されていないとき又は適切に梱包されていないときに損耗し又は損傷するおそれのある運送品の場合における梱包の欠如又は欠陥

- (e)荷主により又は荷主を代理して行われた運送品の取扱、積荷役、保管又は揚荷役
  - (f)運送品の隠れた瑕疵
  - (g)運送品上、包装上、混載貨物上の記号・番号の不足又は欠陥
  - (h)部分的か全体的かにかかわらず、なんらかの理由に基づく労働者のストライキ、封鎖、停止又は制限
  - (i)騒擾及び暴動
  - (j)放射能事故
  - (k)運送人自身の故意・過失によらない火災
  - (l)検疫上の制限
  - (m)運送人が避けることができない原因、事由及び合理的な注意義務を尽くしても運送人が防ぐことができないその結果
- (3)(2)項の場合、たとえ(a)から(m)に規定された要素が滅失、損傷に寄与したとしても運送人は責任を負わない。
- (4) 荷主は、運送人の過失の有無にかかわらず、いかなる人からも、本運送証券の約款に従わずに、運送品に関して何らかの責任を負担させようとする請求が運送人に対して行われなかったことを保証し、それにもかかわらず、そのような請求がされた場合、その全ての結果に対して運送人に補償することを承諾する。

## 12.賠償額及び責任制限

- (1)運送人が運送品の滅失又は損傷に関して賠償する責任を負う場合、当該賠償は、荷主の正味仕切状金額に運賃及び保険料（支払われた場合）を加えた金額を参照して計算されるものとする。いかなる場合においても、運送人は、逸失利益又は派生的損失若しくは損害に対して一切の責任を負わないものとする。運送人は、特定の時期、又は特定の市場若しくは使用を満たすのに間に合う時期までに、運送品が荷揚港又は荷渡港に到着することを約束せず、遅延に起因する直接的又は派生的損失若しくは損害につき一切責任を負わないものとする。
- (2) (i)前項にかかわらず、運送人は運送品の総重量につき 1kg あたり 2SDR を超える金額の滅失又は損傷に対して責任を負わないものとする。ただし、この価額を超える運送品の価額が、荷主により運送品の発送前に書面で申告され、その性質とともに運送証券に記載され、かつ、必要な追加料金が支払われた場合はこの限りではない。単位又は梱包あたりの運送品の実際の価額が申告価額を上回る場合でも、運送人が責任を負いうる価額は申告価額とみなされ、運送人に責任がある場合でも、申告価額を上回らないものとする。部分的な滅失又は損傷は申告価額に基づいて按分精算されるものとする。申告価額が実際の価額より著しく高額である場合、運送人はいかなる場合においても賠償金の支払義務を負わないものとする。
- (ii) 運送品が、荷主により、コンテナに詰め込まれ、パレットに積載され、類似の運送用器具にまとめられた場合には、本証券に規定された責任限度の適用にあたり本証券の運送

用器具の個数を梱包又は単位の数とすることが合意されたものとする。

(3) 運送人は金、宝石、貴金属、放射性物質、希少な化学物質、その他の、荷主にとってのみ貴重な物を含む、すべての高価品の滅失、損傷について一切の責任を負わないものとする。ただし、運送品の真正な性質及び価額が運送人による受け取り前に荷主により書面で通知され、それが本証券の表面に記載され、従価運賃が前払いされた場合はこの限りではない。

### 13.特別条項：至上約款

(1) 本運送証券が運送品の海上運送を対象に含む限り、第 11 条および第 12 条に定める規定にかかわらず、本運送証券は、ヘーグ・ルール(又はヘーグ・ヴィスビー・ルール)の規定に従い効力を有するものとする。ただし、他のヘーグ・ルール(又はヘーグ・ヴィスビー・ルール)立法が本運送証券に強制的に適用されると判断された場合はこの限りでない。この場合、本運送証券は、当該ヘーグ・ルール(又はヘーグ・ヴィスビー・ルール)立法の規定に従い効力を有するものとする。

本運送証券のいずれかの条項が、本運送証券により証明される契約に強制的に適用される法律その他の法、法規又は規則に何らかの範囲で矛盾すると判断される場合、当該条項は、その範囲で無効とするが、それ以上のものではない。

ヘーグ・ルール(又はヘーグ・ヴィスビー・ルール)は、内陸水路による運送についても、当該運送が海上による運送であるかのように運送人の責任を決定するものとする。

さらに、これらは、甲板上又は甲板下のどちらに積載されているかをとわず、すべての運送品に適用する。

(2) 欧州および独立国家共同体における鉄道運送に関する運送人の責任は、1975 年 1 月 1 日にベルヌで改正された鉄道による物品の運送に関する国際条約(CIM)又はその後の改正法により決定されるものとする。

(3) 欧州および独立国家共同体における内陸地点における道路運送に関する運送人の責任は、1956 年 5 月 19 日にジュネーブで作成された道路による運送品の国際運送に関する条約(CMR)又はその後の改正により決定されるものとする。

(4) 国際航空運送に関する運送人の責任は、1955 年 9 月 28 日のヘーグ議定書で改正された 1929 年 10 月 12 日のワルシャワで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約及びその改正又は 1999 年 5 月 28 日に成立した「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」(モントリオール条約)のうち、いずれか当該区間に適用されるものにより決定される。

(5) 本運送証券が非国際航空運送、内陸鉄道運送又は道路運送、又は水路運送を含む場合、運送人は、当該運送に適用される国の法令に基づくすべての権利、防御権、免除及び免責を享受する権限を有するものとし、当該権利、防御権の免除及び免責は、本契約に包摂されたものとみなされ、本契約の一部を構成するものとする。

(6) 運送品が海上を含む複合運送中に滅失又は損傷した場合に、いずれの区間で運送品が滅

失又は損傷したかを証明できないときは、11 条及び 12 条が運送人の責任に適用されるものとする。

#### 14.引渡

運送人が荷主に引取りを要求できる時点及び場所において、運送品又はその一部が荷主によって引き取られない場合、運送人は、運送品又はその一部を、荷主のみのリスクで保管する権限を有し、(もしもそのような場合には) その時点で前述のとおり保管された運送品又はその一部に関する運送人の責任は全面的に終了するものとし、その保管費用(運送人、又は運送人の代理人若しくは下請人により支払われたか又は支払われるべき場合)は、運送人からの要求があり次第、荷主から運送人に直ちに支払われるものとする。運送人が税関、港湾又はその他の当局の管理下に運送品を荷揚げする義務を負う場合、かかる荷揚げが本証券に基づく荷主への適切な引渡しと見做される。

#### 15.分割引渡

運送品を FCL 貨物として受け取り、小口貨物として引き渡す、及び/又は、運送品を複数の荷受人へ分割して引き渡す旨の特別の手配は、運送人の自由裁量に基づき、コンテナからの取り出しの際に発見された、いかなる運送品の不足、滅失、損傷及び相違について、運送人が責任を負わないことを条件として引き受けるものとする。

荷主は、運賃および料金を適切に精算するものとし、発生した追加費用を支払うものとする。

#### 16.損害通知

引渡地において、本運送証券に基づき受領権限を有する者の支配下に運送品が移転する時又はその前に、又は、滅失、損傷が明らかではない場合は 3 日間以内に、運送人に対して、運送品の滅失、損傷及びその一般的性質が書面で通知されない限り、その移転は、本運送証券に記載された運送人による運送品の引渡しの一応の証拠となるものとする。

#### 17.運送人の防御権及び限度

(1)本運送証券に規定された防御権及び責任限度は、訴訟が契約、不法行為又はそれ以外に基づくものであっても、運送品の滅失又は損傷に関する運送人に対するすべての訴訟において適用されるものとする。

(2)第 12 条の規定に従うことを条件として、運送人及びその使用人、代理人又は独立の契約当事者から回収可能な金額の合計額は、いかなる場合にも本運送証券に規定される限度を超えないものとする。

### IV.運送品の明細

#### 18.運送人の責任

第 24 条(1)(a)の規定に従うことを条件として、本運送証券は、運送人が合理的確認手段を有していた明細について、本証券に記載されたとおりの運送品が運送人によって受領されたことの一応の証拠となるものとする。

運送品の重量、内容、容積、数量、品質、品名、状態、荷印、番号又は価額は、運送人によ

る表示ではなく、運送人は、これら明細について一切責任を負わない。

#### 19.荷主の責任

荷主は、運送人が運送品を引き受けた時点で、荷主が提供した運送品の明細、荷印、番号、数量及び重量の表記の正確性を運送人に保証したものとみなし、荷主は、明細が不正確であったこと又は不十分であったことに起因するすべての滅失、損傷および費用を運送人に補償するものとする。

#### V.運賃及びリーエン

##### 20.運賃及び料金

(1)運賃は、値引なしに現金で支払われるものとし、前払い又は仕向地支払のいずれかを問わず、運送品の受取り時に発生したものとみなされ、いかなる場合においても返金又は放棄されないものとする。荷主は、運送人に対し、全ての運賃、及び／又は、運送人に支払われるべき金銭を回収するために発生した、裁判費用、弁護士費用その他の費用を支払う義務を負う。

(2)運送品に関するすべての公租公課、料金その他の費用は荷主が支払うものとする。

(3)荷主は、離路若しくは遅延の費用、又は、性質のいかんを問わず、戦争、戦闘行為、伝染病の蔓延、ストライキ、政府の指示又は不可抗力によって生じた費用の増加を、運賃額に比例して運送人に補償するものとする。

(4)荷主は、運送品の内容、保険、重量、寸法又は価額の申告の正確性を保証するが、運送人は、その内容を検査させ、重量、寸法又は価額の確認をさせる権限を留保するものとする。その検査の結果、申告が正確でないことが判明した場合に、運賃として運送証券に記載された合計額に関係なく、正確な運賃額と請求した運賃額の差額の2倍に相当する金額が、検査費用及び運送品の運賃の損失の予定賠償金として支払われることに合意する。

##### 21.リーエン

(1)運送人は、この契約のもとで支払うべき金額、その回収にかかる費用、及び共同海損分担金につき、運送品の上にリーエンを有し、合理的な方法でそのリーエンを行使することができる。

(2)運送品が合理的期間内に引き取られない場合、又は運送人が、運送品が劣化、腐敗、悪化すると判断したときはいつでも、運送人は、その裁量により、リーエンを条件として、いかなる責任を負うことなく、荷主のみの危険及び費用で、その運送品を売却、放棄、処分することができる。

#### VI.雑則

##### 22.共同海損、ニュージェイソン条項

(1)共同海損は、東京その他運送人の選択した港又は場所で、1994年のヨークアントワープ規則又はその改正規則、これらの規則に規定されていない事項については精算の行われる

港又は場所の法又は慣習に従い、運送人の選択した通貨により、精算され、精算書を作成し、決済されるものとする。

運送人が運送品の分担見込額、海難救助及び特別費用を担保するに十分であるとみなす共同海損盟約書又は保証状及び供託金並びに運送人が要求するその他追加担保は、運送品の引渡前に荷主から運送人に対し提供されるものとする。

(2)航海開始前又は開始後に、過失によるものかどうかにかかわらず、また、いかなる原因によるものにかかわらず、運送人が法律、契約その他により責任を負わない事故、危険、損害又は災害の場合には、運送品及び荷主は、共同海損において発生又は負担する共同海損の性質をもつ犠牲、損失、費用の支払いに際し連帯して運送人と共同海損を分担し、運送品に関して負担した救助料及び特別費用を支払うものとする。救助船が運送人によって所有され又は運航されている場合には、他者がその救助船を所有している場合と同様に、救助料は全額かつ同様の方法で支払われるものとする。

### 23.危険品、禁制品

(1)運送人は、爆発性、引火性、放射性、腐食性、加害性、有害性、毒性、又は危険性を有する運送品の運送を、自己の裁量で、かつ運送人がその運送品の運送のための荷主からの書面による事前申請を受諾した場合に限り、引き受ける。

当該申請書には、運送品の性質、名称、ラベル及び分類並びに運送品を無害にする方法を、荷送人及び荷受人の氏名及び住所とともに正確に記載しなければならない。

(2)荷主は、前項に記載する運送品の性質が、運送品又は梱包の外側に明確かつ永久的に記され明らかにされることを承諾するものとし、適用法令又は規則により、又は運送人により要求された書類又は証明書を提出することも承諾するものとする。

(3)運送品が上記第(1)項又は第(2)項に従わずに発送されたことが判明した場合、又は、運送品が船積港、荷揚港、寄港若しくは運送中の場所又は水域の法律又は規則により禁制品であることが判明した場合、運送人は、裁量により、補償することなく、当該運送品を無害にし、船外に投棄し、荷揚げし、又はその他の方法で処分する権限を有するものとし、荷主は、あらゆる種類の滅失、損傷又は運賃の損失を含む責任、及び当該運送に直接又は間接に起因する費用につき責任を負い、運送人に補償し、要求された必要な担保又は経済的保証を提供するものとする。

(4)運送人は、(1)項及び(2)項に従い発送された運送品が運送人、船舶、運送品、人及び/又はその他の財産にとって危険なものとなったと懸念される場合はいつでも、前項に基づき運送人に与えられた権利又は利益を行使し又は享受することができる。

(5)運送人は、荷主の同意なく、荷主のみの危険と費用で、いつでもどこでも運送品又は梱包物の内容を検査する権利を有する。

### 24.荷主が詰めたコンテナ

(1)運送人が受け取った運送品が、荷主により又は荷主に代わって内容物が詰められたコン



テナである場合、

(a)本運送証券は、表面に表示された数のコンテナのみを受け取ったことの一応の証拠であり、本証券上のコンテナの内容物の状態、表記(記号及び番号、梱包又は個品の個数及び種類、明細、数量、規格、重量、寸法、種類及び価値を含む)は、運送人には不明であり、運送人はそれに関する責任を一切負わない。

(b)荷主は、運送人に運送品及びコンテナの認定重量を提供するものとし、荷主は運送人がその重量の正確性に依拠する権限を有することを表明する。荷主は、すべての請求、損失、罰及び、荷主、その代理人、契約者から提供され、運送人が依拠した、重量又は確定総重量についての不正確又は不適切な記述から生じたその他の費用運送人に補償し、これを免責することに同意する。

(c)荷主は、コンテナの内容物の積付及びその閉扉および封印が安全かつ適切であることを保証し、またコンテナ及びその内容物が本証券の約款に従った甲板積運送を含む取扱及び運送に適していることを保証する。荷主が上記保証に違反した場合、運送人はその違反に起因する運送品の滅失又は損傷、及び運送品に関連する一切の責任を負担しないものとし、荷主は、他の財産の滅失若しくは損傷、又は人身傷害若しくはその他の事故若しくは事件の結果につき責任を負い、当該事故又は事件に起因して運送人が被ったすべての種類の損失又は責任につき運送人を補償するものとする。

(d)荷主は、運送人により又はその代理によりコンテナが提供された場合、そのコンテナを検査するものとし、そのコンテナは、荷主が運送人に対し別段の書面による通知をしない限り、本証券で約された運送の目的に適した健全かつ適切な状態にあるものとして、荷主により受諾されたものとみなされるものとする。

(e)運送人により、封印が無傷の状態でコンテナが引き渡された場合、その引渡は、本証券に基づく運送人の義務の完全な履行とみなされ、運送人は、コンテナの内容物の滅失又は損傷について一切の責任を負わないものとする。

## 25.運送品の検査

運送人は、運送人が必要とみなす時、場所において、荷主への通知なしに、コンテナを開け、コンテナの内容物を検査する自由があり、それによるすべての費用は荷主が負担するものとする。

コンテナの封印が、コンテナ内の内容物検査のため、税関、その他官憲により壊された場合、運送人はそれによる滅失、損傷、費用その他発生する結果に責任を負わないものとする。

## 26.特殊コンテナ

(1)運送人は、特殊コンテナによる運送品の運送に関しての特別の手配が書面で運送人と荷主間で合意され、そのような特別の手配が運送証券に記載され、要求される特別の運賃が支払われない限り、冷凍、加熱、断熱、換気コンテナ又はその他の特殊コンテナでの運送品の運送を引き受けず、また、荷主又は荷主を代理して詰められた特殊コンテナもそのような性

質のものとして運送することを引き受けず、運送人はそのような運送品、コンテナを通常の運送品、コンテナとして扱うものとする。

運送人は、荷主又は荷主を代理して供給された特殊コンテナの機能に責任をもたない。

(2)特殊コンテナでの運送が合意された運送品に関し、運送人が運送の開始前又は開始時にそのような機器が機能状態にあるように保守をしかるべく実施した場合、運送人は、冷凍装置、設備、断熱材、コンテナ、船舶、運送機関の設備の隠れた瑕疵、破損、故障により生じる運送品に対するあらゆる種類の滅失、損傷に責任を負わない。

(3)もし、運送品が運送人により冷凍コンテナに詰められ、荷主により要求された特定の温度範囲が運送証券に記載された場合、運送人は要求された温度範囲内に温度を設定するが、コンテナ内のそのような温度の維持は保証しない。

(4)もし運送人が受け取った運送品が荷主により又は荷主のために冷凍コンテナに詰められた場合、内容物を適正に積みつけ、温度を正確に設定するのは荷主の義務とする。運送人は、荷主によるそのような義務の不履行に起因する運送品の滅失、損傷に責任を負わず、コンテナ内の意図された温度の維持を保証しない。

#### 27.運送人のコンテナ

荷主は、荷主、その代理人、その使用人又は荷主若しくは荷主のために雇われた独立の契約人による占有中又は管理中に、運送人のコンテナ及びその他の器具に生じた滅失・損傷について全責任を負い、かつ、運送人に補償しなければならない

#### 28.双方衝突約款

(1)もし本船が、他船の過失及び本船の船長、船員、水先人、船舶所有者の使用人の航海上若しくは船舶取扱上の過失、懈怠により、他船と衝突した場合は、荷主は、直接的、間接的に、運送人が、他船、非積載船又はその船主に対して負ったすべての損失又は責任を補償する。ただし、その損失又は責任は、荷主が、他船、非積載船若しくはその船主から賠償を受け、又は受けるべき運送品の滅失、損傷又はその運送品の所有者の一切の請求権で、かつその他船、非積載船又はその船主が、積載船又は船主に対する自己の求償額の一部として相殺、控除又は回収するものを限度とする。

(2)前項の規定は、衝突船又は衝突物以外の船舶若しくは物体の所有者、運航者又は管理者が、衝突、接触につき過失がある場合にも適用される。

#### 29.地域約款

本運送証券が米国の港又は地点を発着又は経由する運送を扱う場合には、本運送証券に関するすべての請求又は紛争は米国法による。

(1)前項の場合、運送人又はすべての下請人の責任は、運送品の性質及び価格を本運送証券表面に宣言しない限り、一単位又は慣習的運賃単位あたり、500米ドルを超えないものとする。

(2)生物、鳥類、は虫類、魚類、植物、本証券上に甲板積する旨が記載された甲板積の運送品に関しては、そのような運送に固有の又は付随する危険による滅失、損傷のすべての危険

は荷主に帰し、そのような運送品の保管、運送に関するすべての点について、運送人は、1936年米国海上物品運送法第1条(c)にかかわらず、同法の条項、及びその条項と矛盾しない限り、この運送証券の文言、条件を享受できる。

(3)運送人の下請人、代理人による運送品の取扱、保管、運送中の滅失、損傷に対する運送人の責任に関しては、もし運送人が適用法規、ルール、規則によりそのような取扱、保管、運送を自己の責任において、実施することを認可、裁定されていない場合、運送人の下請人又は代理店が、その契約及び運送人の運賃・料金表の下で、実施された運送品引渡不能、誤渡、遅延、滅失、損傷に関し、運送人は荷主との間でいかなる請求についても解決する権限をもたない。

訴訟が1978年海上物品運送に関する国際連合条約(ハンブルグ・ルール)の締約国の裁判所、又は国内法によりハンブルグ・ルールに効力を与えた国の裁判所に提起され、その裁判所がハンブルグ・ルール又はそのような国内法が本運送証券に強制的に適用されると判断した場合には、そのような状況においてのみ、本運送証券はハンブルグ・ルール又はその国内法に従って効力を有するものとし、それらを害し、荷主の利益を奪う本運送証券のすべての条項はその限度で無効としそれ以上には及ばないものとする。